



ミルフィーユ ゴルフクラブ
MILFEUILLE GOLF CLUB

利用約款

利用約款

第1条（約款の適用）

当ゴルフ場および付帯施設（以下、当クラブという）をご利用される方（以下、利用者という）は当クラブ会則による他、本約款に従ってご利用頂きます。

第2条（利用約款の成立）

当クラブでプレーされる方（以下、プレーヤーという）は、本約款を確認したうえで、当日フロントにおいて所定の用紙に本人または代表者が署名をしてください。

それにより、当クラブは署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

但し、利用引受後であっても第5条を適用いたします。

第3条（利用の申込み）

プレーの申し込みは、原則として3か月前からプレー日前日までの間に、予約者（複数の場合はその人数と来場者氏名と責任ある代表者名）、予約日およびスタート希望時刻を予約係に申し込んでください。

また、キャディ付プレーを希望される場合には、予約時点で必ずお申し出ください。

但し、キャディ付プレーを希望される場合でも、キャディ付プレーをご用意できない場合がありますので、承知ください。

第4条（予約のキャンセル）

当クラブでは、土日祝および会社の指定する特別日のご予約の取り消しは、プレー日の4日前の17:00までとし、以降より、お一人様2,000円のキャンセルフィーを申し受けます。

第5条（利用の拒絶）

当クラブは次の場合には利用をお断りすることがあります。

- 満員でスタート時間に余裕がないとき
- 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場施設をクローズする場合
- 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められたとき
- 暴力団または暴力団員、暴力団関連企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力等（以下、反社勢力という）が利用しようとするとき
- 利用者が反社勢力を同伴した場合における利用者およびその同伴者
- 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する服装または暴力行為を行う恐れがあると認められたとき
- 制限時間に著しく遅延したとき
- その他の理由により、当クラブを利用することが好ましくない事由があるとき
- その他本約款に違反したとき

第6条（休業日、開場時間）

当クラブの各施設の休業日と営業時間は、当クラブの定めるところによります。

但し、臨時的に気象状況や突発事由により変更する場合があります。

第7条（金銭および貴重品）

当クラブは原則的に貴重品をお預かり致しません。貴重品ロッカーを設置しておりますのでそれをご利用下さい。なお、盗難等につきましては一切責任を負いません。

第8条（ロッカーの使用）

ロッカーには金銭その他貴重品はお入れにならないでください。

ロッカー内の金銭その他の貴重品の盗難については、当クラブは一切の責任を負いません。

第9条（携帯品・自動車）

当クラブに持ち込まれた物品や携帯品および駐車場内での自動車事故、盗難、損傷等につきましては、当クラブは一切の責任を負いません。

第10条（自己責任の原則）

当クラブで発生した事故につきましては、当クラブの瑕疵に基づく場合および従業員の故意または過失に基づく場合を除き、全て利用者が責任を負うものとします。

第11条（危険防止とエチケットマナーの厳守）

ゴルフはときによって危険を伴うことがありますので、利用者はエチケットマナーを守り、すべて自己責任でプレーして頂きます。

第12条（使用区域の指定）

使用を指定したティーマーク、グリーン、練習グリーン以外は使用しないでください。

第13条（ティーグラウンドにおける素振り）

危険防止と芝保護のため、素振りはティーマーカー内の打席以外ではなさらないでください。打者以外のプレーヤーは、ティーグラウンドに立ち入らないでください。

第14条（飛距離の確認）

先行組に対して後続組の打者は、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の飛距離、飛行性について適切に判断し、慎重に打球してください。隣接ホールに打ちこんだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プ

プレーヤーにも充分気をつけて打球してください。

第15条（フォアキャディの合図）

フォアキャディの合図は、先行組が通常第2打を打ち終わり通常距離外に前進したと判断されるときの場合であり、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球してください。

第16条（打者の前方に出ないこと）

同伴のプレーヤーは打者の前方には絶対に出ないでください。

第17条（隣接コースへの打込み）

隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球してください。

第18条（プレー中における注意事項）

- 当クラブでは、プレーに制限時間を設けております。制限時間より著しく遅延した場合、プレーを中断して頂く場合がございます。
- 同伴者は、打者の前方に出ないでください。
- 当クラブ内での用具の損傷や破損、盗難、事故につきましては、当クラブは一切の責任を負いません。

第19条（ホール・アウト後の退去）

ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

第20条（襲雷があった場合）

雷鳴が近く、落雷の恐れがある場合、直ちにプレーを中止し、避難場所等安全と思われる場所に避難してください。

第21条（火気使用の禁止）

コース内や施設内での火気使用は、所定の場所以外ではご使用にならないでください。

マッチの燃え殻、タバコの吸い殻は、よく消して灰皿にお入れください。

第22条（違背の場合の責任）

利用者が本約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合、または利用者自身が損害の被害を受けた場合、当クラブは一切の賠償責任等の責任を負いません。

第23条（プレー終了後のクラブの確認）

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認してください。確認後は、クラブの不足、損傷等について、当クラブは責任を負いません。

第24条（施設に損害を与えた場合）

利用者の故意または過失により施設およびカートに損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

第25条（施設内への持ち込み禁止）

施設内に、次の物を持ち込むことを禁止いたします。

- 動物等ペット類
- 銃砲、刀剣類
- 発火、爆発の恐れのあるもの
- 騒音を発するもの
- その他、第三者に迷惑のかかるもの

第26条（行為の禁止）

施設内で次の行為はお断りいたします。

- 捕縛、暴力、その他風紀をみだす行為
- 物品販売、宣伝広告等の行為
- 利用者以外のコース内立ち入り。但し特に許可する場合を除く
- 他人に迷惑を及ぼし、または不快を与える行為
- 入れ墨（タトゥーを含む）のある方のご入浴

第27条（非会員に対する債務の責任）

会員が同伴または紹介した利用者（非会員）が、当ゴルフ場に対して負担する一切の債務は、会員に負担して頂きます。

第28条（宅急便の取扱い）

宅急便によるゴルフクラブ等のお取り次はいたしますが、お取り次申中または物品の盗難、紛失、破損等は当クラブでは一切の責任を負いません。

第29条（プレー中断時の料金支払い）

プレーヤーの都合、怪我、過失等により、または第5条に該当する場合によりプレーを中断する場合、次の料金をお支払い頂きます。

- 3ホール以上、12ホール以内のプレーを終えて中断した場合、-half料金の全額
- 12ホール以上のプレーを行い中断した場合、1ラウンド料金の全額

第30条（約款の改定）

当クラブ運営状況により、本約款を改定することがありますので、予めご承知おきください。

乗用カート利用約款

第1条（約款の目的）

この約款は、当クラブ乗用カート（以下、カートという）の利用に対する基準を定め、もって施設利用者等の安全ならびに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期することを目的とします。

第2条（遵守義務）

カートの運転者および同乗者（以下、運転者および同乗者を総称して利用者という）はカート利用に関し、本約款を遵守する義務を負います。

第3条（運転等の制限）

カートは緊急時を除いては、自動運転となりカート専用の軌道上以外の走行は出来ません。

第4条（運転資格）

カートは自動走行となりますが、次に該当する方は運転操作をすることができません。

- 飲酒、酩酊等により、正常な判断が困難な方
- 18歳未満の方
- カート操作が未熟で、適切な操作ができない方

第5条（運行の責任）

カートの移動走行または停止、同乗者の乗降、その他カート運行に関する事項は、当クラブ係員の指示および掲示で示した事項を除き、運転者の責任において行ってください。

第6条（安全運転義務）

利用者はカート運行に際し、周囲の状況に応じて当該カートの装置または遠隔操作機器（以下、リモコンという）を確実に操作し、他の人身に対する危害およびカートに対する損傷あるいは施設に対する損傷を及ぼさないよう、操作方法、速度に十分注意し運行してください。

第7条（運転中の注意）

利用者は、カートの運行に際し、次の事項を遵守してください。

- ブレーキ、その他装置の正常な作動を確認してください。
- 同乗者の着席を確認した上で発進してください。
- カーブや起伏のある場所を通行する場合、必要に応じて同乗者に声をかけてください。
- 斜面その他、不安定な場所を避けて駐停車してください。
- リモコン操作を行う場合は、カートの運行が可視できる場所に限り使用してください。
- カートの軌道上を同伴者が歩行していないこ

とを確認し運行してください。

第8条（同乗者等の注意）

利用者はカート利用に際し、次の事項を遵守してください。

- カートが発進する際、あるいはカーブや起伏のある場所、転落等の危険を伴う場所を走行する際、必ずカートの把持部分に掴まってください。
- カート走行中は、カートから身体、衣服、用具がはみ出さないように留意してください。
- カートの乗車には定員を守ってください。
- カートの前方および軌道上を歩行しないでください。

第9条（貴重品および携帯品）

利用者はゴルフ用具を含む携帯品の管理は自己責任となります。破損、盗難等が発生した場合、当クラブは一切の責任を負いません。

第10条（利用の中止）

利用者に本約款、その他規則に反する行為があったとき、施設の利用を中止して頂くことがあります。

第11条（事故の場合の責任等）

利用者は自らの故意または過失により、カートの利用に伴い、第三者（同乗者を含む）の人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他施設内物品を含む）に損害を及ぼす事故を起こした場合は、被害者に対し当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。

第12条（リモコンの紛失）

利用者は自らの故意または過失により、貸与時から返却に至るまでにリモコンを紛失または破損等が発生した場合、その損害額を支払って頂きます。